

令和8年度

芦屋町職員採用試験案内

令和8年7月9日
福岡県芦屋町

■第1次試験日 令和8年9月2日（水）～9月26日（土）

■受付期間 令和8年7月24日（金）～8月14日（金）

芦屋町は、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組み、「人づくり」を進めていくことが重要であると考えています。

《まちの将来像》

「人を育み 未来につなぐ あしやまち」

芦屋町は次のような人材を求めています。



芦屋町イメージキャラクター

- 何事も「楽しく真剣に」取り組める人
- 明るい「笑顔」であいさつができる人
- 「チームワーク」を大切にできる人
- 変化を恐れず「前向きに行動」できる人
- 「相手の立場になって考える」ことができる人



芦屋町イメージキャラクター

芦屋町はあなたの成長を支援します！

1. 職種・採用予定人数・受験資格・職務内容

試験区分・職種	採用予定人数	受験資格	職務内容
一般事務職	3人程度	平成8年4月2日以降に生まれた人	一般行政事務
学芸員	1人程度	次の①～③を全て満たす人 ①昭和 63 年4月2日以降に生まれた人 ②大学、大学院において考古学を専攻した人、または同等の知識を持つ人 ③学芸員の資格を有する人、または令和9年3月31日までに取得する見込みの人	学芸員業務 及び 一般行政事務

※受験の申込みは上記試験区分のうち一つに限ります。

(注) 次のいずれかに該当する人は受験できません

○地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②芦屋町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○日本国籍を有しない人で、法令により就職が制限される在留資格の人

※日本国籍を有しない人は、採用後、公権力の行使及び公の意思の形成への参画に携わる職への任用に一定の制限があります。

2. 試験日・会場・試験内容

区分	試験日・会場	試験内容
書類選考	受験申込時に提出したエントリーシートの審査を行い、第1次試験受験対象者を決定します。 書類選考の結果は、 8月31日(月)まで に応募者全員に電子メールで通知します。	
第1次試験	【第1次試験受験対象者のみ】 日程: 令和8年9月2日(水)から9月26日(土)までの 期間のうち、受験者が選択する日時 会場: 受験者が選択するSPIテストセンター会場 ※福岡常設会場(福岡市中央区天神 3-4-9 GGソーラービル 8F)など全国の指定会場	SPI3(総合適性検査) ① 性格検査 (35分程度) 〔職務への適応性など〕 ② 能力検査 (30分程度) 〔文章理解、語彙、計算、判断、 推理、数的推理、資料解釈など〕
注意事項	(1) SPI3の受検にあたっては、パソコンまたはスマートフォンで利用できるメールアドレスが必要です。 (2) 「@town.ashiya.lg.jp」のドメインでパソコンから送られてくる電子メールを受信できるように設定してください。(迷惑メールなどの対応のため、受信制限をされている場合はご注意ください。) (3) 第1次試験受験対象者には、SPI3の「受検依頼メール」を送信します。同メールの指示に従い、自宅などのパソコンまたはスマートフォンで①「性格検査」を受検した後、上記の期間で都合の良い日時及びテストセンター会場を予約し、②「能力検査」を受検してください。(会場によっては受検できない日があります。)SPI3の受検方法や会場などの詳細については、SPI3のウェブサイトを確認してください。 http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/ (4) 過去1年以内にテストセンターで受検したことがある場合は、<u>前回の受検結果を送信することができます</u>。受検の予約画面に前回結果送信の案内が表示されますので案内に従って操作を行ってください。 (5) 「受検依頼メール」を受信できなかった場合や、パソコンのトラブルがあった場合など、いかなる理由があっても、指定の期間にSPI3を受検できなければ失格となります。	
第2次試験	日程: 令和8年10月中旬 会場: 芦屋町役場 ※詳細は第1次試験合格者に通知します	グループワーク試験
	日程: 令和8年10月中旬 会場: 芦屋町役場 ※詳細は第1次試験合格者に通知します	専門試験(学芸員のみのみ)
	日程: 令和8年11月中旬 会場: 芦屋町役場 ※詳細は第1次試験合格者に通知します	個別面接試験

- 試験はすべて日本語による出題・質問で行います。また、点字及び拡大文字による試験は行いません。
- 第2次試験の内容は変更になる場合があります。また、試験内容などの問い合わせに応じることはできません。
- 各試験科目のいずれかの結果が一定の基準に達しない人は、他の試験科目の成績いかにかわらず不合格となる場合があります

3. 申込書の配布 (次のいずれかの方法で入手できます)

窓口	芦屋町役場 総務課人事係(庁舎2階)で配布しています。 ※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
ホームページ	芦屋町ホームページからダウンロードできます。 ※申込書とエントリーシートは、A4サイズの普通紙に片面で印刷してください。

4. 申込手続

申込方法	持参または郵送	
受付場所	芦屋町役場 総務課人事係（庁舎2階）	
受付期間	令和8年7月24日(金)から令和8年8月14日(金)まで [持参]受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く) [郵送]8月14日(金)午後5時15分 必着 ※封筒の表に「受験申込」と朱書きのうえ、 <u>簡易書留</u> で送付してください。	
提出書類	【全試験区分共通】	① 令和8年度芦屋町職員採用試験申込書、エントリーシート
	【学芸員】	② 学芸員資格を有すること(又は取得見込み)を証明する書類
	※不備がある場合は受け付けできません。 ※一旦提出された書類は返却できません。 ※記載事項に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格または採用を取り消します。 ※記載された個人情報、採用試験以外の目的で使用することはありません。	
メールの送信	・申込書に記入されたメールアドレスの確認のため、申込書を提出(発送)した後に、必ず右記のアドレスへメールを送信してください。 ・メールの件名に、申込書を提出(発送)した日… <u>○月○日</u> と <u>氏名</u> を入れてください。本文は空欄としてください。 ・受付完了後、8月19日(水)までにメールを返信します。 <u>メールが届かない場合は総務課人事係に連絡してください。</u>	[送信先] saiyou@town.ashiya.lg.jp

5. 合格者の発表

区分	発表の時期	発表の方法	
第1次試験	10月上旬	合格者に通知	芦屋町ホームページおよび芦屋町役場庁舎前の掲示板にて、合格者の受験番号を発表します。
第2次試験	11月下旬	受験者に通知	

- 個別の可否の問い合わせに応じることはできません。
- 合格発表の日から1か月間、試験結果の開示請求を行うことができます。
 ※各試験区分の不合格者が対象
 開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証など)を持参の上、平日(土・日曜日、祝日以外の日)の午前8時30分から午後5時15分までに、芦屋町役場総務課人事係へ受験者本人が直接お越しください(代理人不可)。※事前に電話連絡をお願いします。

6. 採用・給与等

(1) 採用 令和9年4月1日(予定) ※原則として6ヵ月間は条件付採用期間となります。

(2) 給与・勤務条件等 (令和8年4月1日現在)

(参考)職員の給与・定員の状況

給料	[初任給] 大学卒 232,000 円、短大卒 219,400 円、高校卒 206,700 円 ※採用前の職歴等により調整を行います (参考) 年齢 30 歳で大学卒業後の職務経験年数が 8 年の場合…約 283,200 円 ※職務経験の内容により異なります						
諸手当	・通勤手当…交通機関利用:上限 55,000 円、自動車等利用:2,000 円～66,400 円 ※通勤距離が 2 km 以上 ・扶養手当…子 13,000 円(16～22 歳の子は 5,000 円加算)、父母等 6,500 円 ・住居手当…借家:上限 28,000 円 ・時間外勤務手当 ・退職手当 等						
賞与	期末・勤勉手当(R8 予定:4.65 月)						
昇給	年1回						
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(休憩 1 時間) ※配属先により異なります						
休日	土・日曜日、祝日、年末年始 ※配属先により異なります						
休暇	年次有給休暇(20 日)、特別休暇(夏期、出産、育児、子の看護、慶弔 等)、病気休暇 等						
福利厚生	○芦屋町職員厚生会では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について各種厚生事業を実施しています。(スポーツレクリエーション、バスハイク、クラブ活動助成、慶弔給付、ボランティア清掃活動 等) ○福岡県市町村職員共済組合に加入します。 ※福岡県市町村職員共済組合ホームページ http://www.fukuoka-kyosai.jp/ 地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員(職員)及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。 <table border="1"> <tr> <td>短期給付事業</td><td>組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。</td></tr> <tr> <td>長期給付事業</td><td>組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。</td></tr> <tr> <td>福祉事業</td><td>組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。</td></tr> </table>	短期給付事業	組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。	長期給付事業	組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。	福祉事業	組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。
短期給付事業	組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。						
長期給付事業	組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。						
福祉事業	組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。						



【問い合わせ・申込書提出先】

芦屋町役場 総務課人事係

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 2 0 号

☎ (093)223-3574 (直通)

ホームページ URL <http://www.town.ashiya.lg.jp>



芦屋町イメージキャラクター
「アッシー」